

規則

「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」をここに公布する。

令和7年11月21日

千曲市長 小川 修一

千曲市規則第51号

## 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則（平成15年千曲市規則第21号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

- (4) 公益社団法人更埴地域シルバー人材センター
- (5) 特定非営利活動法人千曲市スポーツ協会

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。